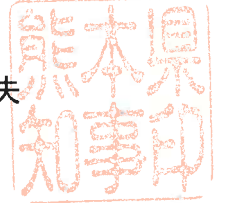


都計第391号の2
令和2年（2020年）12月14日

熊本県都市計画審議会会長 位寄 和久 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



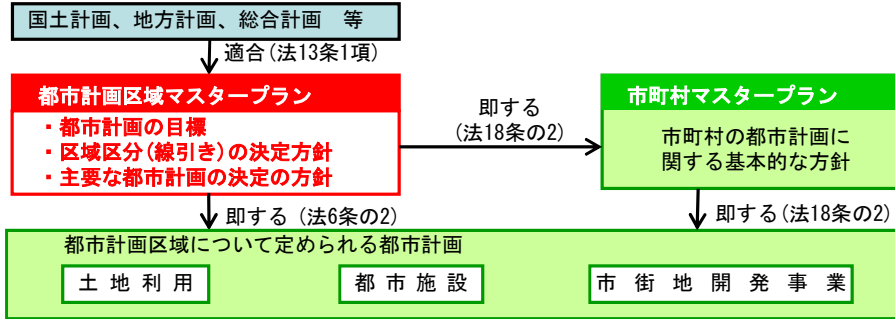
都市計画区域マスタープランの改定について（報告）
このことについて、別添のとおり貴審議会に報告します。

都市計画区域マスタープランの改定について

1 改定の趣旨

- 平成12年の都市計画法改正に伴い、全ての都市計画区域において都市計画の目標、区域区分(線引き)の決定方針、主要な都市計画の決定方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」の策定が義務付けられた。
- 本県においては、都市計画区域マスタープランの策定に先立ち、その基本的な考え方を示した「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を平成15年に策定し、この基本方針を基に、全ての都市計画区域において「都市計画区域マスタープラン」を平成16年5月に策定している。
- 現在17の都市計画区域のうち8つの都市計画区域マスタープランは策定後約16年が経過するなど、本格的な人口減少、超高齢社会の進行に加え、熊本広域大水害、熊本地震等を踏まえた都市防災の備えなど新たな課題への対応が必要になってきたため、都市計画区域マスタープランの改定を行うものである。

【都市計画区域マスタープランの概要】



2 都市計画区域マスタープラン基本方針について (H31年2月改訂)

基本理念、基本目標

※都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を内外に示すため、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を策定している。

基本理念

豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

※人口減少や厳しい都市経営の現状を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するためエコロジーとエコノミーに着眼した

基本目標

- 県土の自然と共生する都市づくり
- 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり
- 都市の個性を活かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり
- 交流と連携を支える都市ネットワークづくり
- 住民と行政が協働により取組む都市づくり

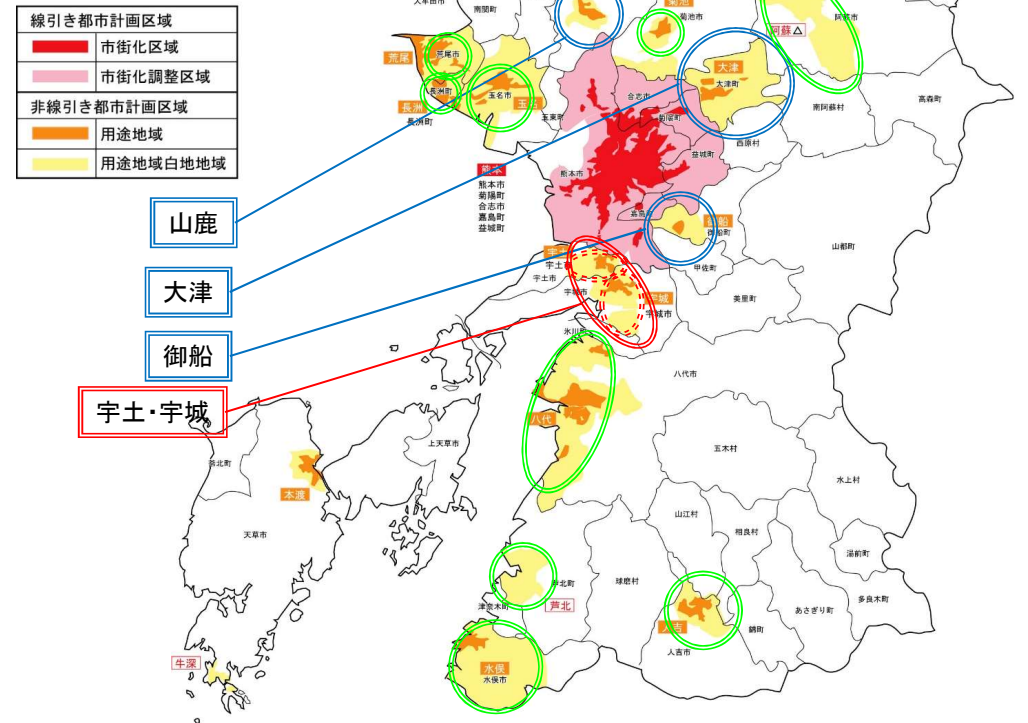
県内に共通する都市計画の方針等

3 都市計画区域マスタープランの改定予定区域

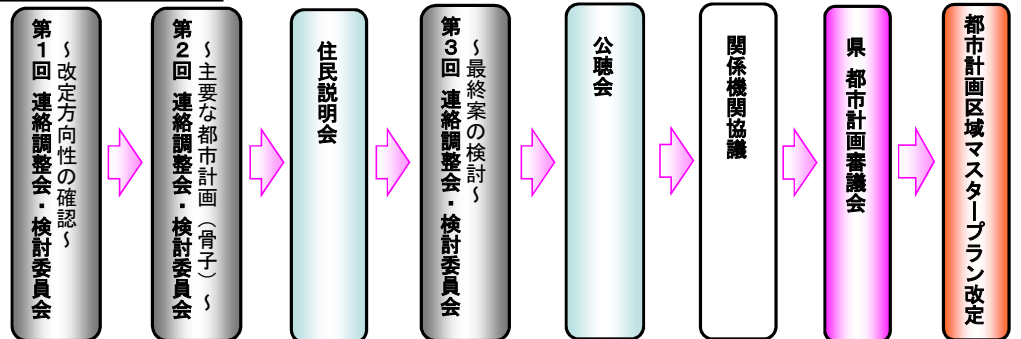
| 都市計画区域名 | 例 | 区域数 | 市町村数 |
|---------|--------|-----|------|
| 線引き | 熊本 | 1 | 5 |
| 非線引き | 用途地域あり | 八代 | 13 |
| | 用途地域なし | 牛深 | 3 |
| 計 | | 17 | 20 |

- : 区域マス改定中(3か所)
- ◎ : 今年度改定着手
- : 次年度以降に改定着手予定

△ : 都市計画道路の計画無し(阿蘇)
注1) 複数の市町村一体の広域都市計画区域は熊本都市計画区域のみ、他の16都市計画区域は単独(市町村)都市計画区域である。



4 改定の流れ



※検討委員会の委員は、それぞれの地域において以下の分野から選定
都市計画、建築、商業、環境、農業、子供、青年、老人、地元、女性、福祉、経済、まちづくり、行政など